聖籠町訓令第四号

聖籠町公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月一日

聖籠町長　渡邊　廣吉

聖籠町公印規程の一部を改正する訓令

聖籠町公印規程（平成二年聖籠町訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

一三	聖籠町	長方形　タテ五　ヨコ一〇	てん書	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の記載内容訂正及び有料道路通行料金割引措置の適用押印専用
一	保健福祉課			

別表第二に次のように加える。

13

聖籠町

附　則

この訓令は、公示の日から施行する。